

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「あるものを追うな。ないものを創れ。」という企業理念に基づき、将来の社会にとって価値があるものをゼロから創ることを使命としております。

このため、株主、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を考慮しつつ、コンプライアンスを徹底し、長期的かつ継続的な企業価値の最大化に努めることで、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 株主総会における議決権の電子行使のための環境作り・招集通知の英訳】

当社は、現時点で議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳は実施しておりませんが、今後、海外投資家の保有比率および英訳等に割くことができる当社リソースの状況を踏まえ、引き続き検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・情報提供】

決算短信サマリー情報について英語での情報開示を実施しております。株主総会招集通知、決算説明会資料については英語での情報開示を実施しておりませんが、今後、海外投資家の保有比率および英訳等に割くことができる当社リソースの状況を踏まえ、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社が現在保有している上場株式は、当社が継続的に実施している、事業発展に必要な協力関係の構築を目的とする戦略的投資後に、結果として上場株式となったものであり、その保有残高は当社総資産に比べ十分に小さく、資本効率低下のおそれもないと考えております。当社取締役会は四半期に一度、保有株式の状況と投資先各社の業績について報告を受け、保有の意義・経済合理性等を検証しております。当社は、今後も取締役会決議に基づく戦略的な投資を積極的に実施していく方針であります。議決権の行使は、画一的な基準で賛否を判断せず、投資先の経営方針等を十分尊重したうえで、中長期的な企業価値の観点から判断を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役会の承認を得なければ、当社役員が利益相反取引を行ってはならない旨を取締役会規程等に定めており、取締役会では、同種取引の市場価格等を参考に取引条件の妥当性を評価した上で、実施の可否を判断いたします。なお、取引の当事者である取締役は、審議および決議に参加いたしません。また、取引実績については、関連法令に基づき、適時適切に開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、特定の企業年金基金に加入しておりませんが、従業員の資産形成のために企業型確定拠出年金制度を導入しております。従業員に対して、運用機関・運用商品の選定を行い、資産運用に関する教育機会を提供しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)企業理念等について当社ホームページに掲載しております。

(<https://www.faith.co.jp/corporate/philosophy/index.html>)

経営戦略について、原則として半期ごとに掲載する決算補足説明資料の中で説明しております。

(<https://www.faith.co.jp/ir/index.html>)

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」に記載しております。

(3)取締役の報酬総額は、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬諮問委員会(アドバイザー・ボード(経営諮問委員会))の構成員および独立社外取締役で構成)において、報酬方針等につき審議を行い、取締役会に答申いたします。当該答申を基に、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で代表取締役により決定され、各取締役の報酬額は職責に十分見合う報酬体系のもと、会社業績および個人の貢献度を踏まえて毎期見直しを実施しております。

(4)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、指名・報酬諮問委員会において、指名方針等につき審議を行い、取締役会に答申いたします。当該答申を基に、取締役会において、役割に応じた必要な能力、音楽・知的財産権等のビジネス領域における経験、国際性、企業法務・財務会計・情報通信技術など高度の専門性、人柄等を検討し、決定してまいります。なお、監査役候補の指名を行うに当たっては、監査役会の同意を得ることとしております。

(5)現任の取締役・監査役の選任理由は次のとおりです。

【取締役】

平澤 創:当社創業経営者であり、企業経営における幅広い見識と豊かな経験および卓越したリーダーシップの発揮により当社の企業価値向上を実現することが期待できるため、代表取締役に選任いたしました。

吉田真市:企業経営およびエンタテインメント業界における幅広い見識と豊かな経験から、当社の企業価値向上を実現することが期待できる

ため、選任いたしました。

中西正人:当社創業に多大な貢献をされ、当社および他企業の取締役・監査役を務めるなど、企業経営に関する豊かな経験を当社経営に活かすことが期待できるため、選任いたしました。

佐伯次郎:当社および他企業の管理部門の責任者としての実績など、企業経営に関する豊かな経験を当社経営に活かすことが期待できるため、選任いたしました。

別所哲也:企業経営および政府機関をはじめとする公的機関・エンタテインメント業界における幅広い見識と豊かな経験から、当社に必要な経営の監督と幅広い助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任いたしました。また、当社と別所哲也氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と考えております。

正宗エリザベス:元在日オーストラリア大使館公使としてビジネスや行政、国際渉外に精通しており、企業経営および政府機関をはじめとする公的機関における幅広い見識と豊かな経験から、当社に必要な経営の監督と幅広い助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任いたしました。また、当社と正宗エリザベス氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と考えております。

水戸重之:弁護士としての幅広い見識と豊かな経験から、当社に必要な経営の監督と幅広い助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任いたしました。また、当社と水戸重之氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と考えております。

瀧口 匡:ベンチャーキャピタルの代表者として証券市場および資本政策をはじめ最先端技術やビジネスモデルの事業化に精通しており、企業経営および政府機関等の公的機関における幅広い見識と豊かな経験から、当社に必要な経営の監督と幅広い助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任いたしました。また、当社と瀧口匡氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と考えております。

〔監査役〕

長吉 晋:当社子会社の常勤監査役としての実績を活かして、当社に必要な経営の監督とチェック機能を高めるため、選任いたしました。

清水 章:公認会計士および税理士としての専門的見地ならびに財務および会計に係る幅広い知識と見識を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任いたしました。また、当社と清水章氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と考えております。

菅谷貴子:弁護士資格を有しており、主に企業法務、法令・定款の遵守およびコンプライアンスに関する知見と経験から、当社に必要な経営の監督とチェック機能が期待できるため、社外監査役として選任いたしました。また、当社と菅谷貴子氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と考えております。

〔補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲〕

・当社の取締役会は、社外取締役4名を含む取締役8名で構成し、法令および定款に定められた事項のほか、取締役会規程に従って、当社およびグループ会社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
・当社は、執行役員制度を導入し、個別の業務執行につきましては、稟議規程および職務権限規程において各職位の権限を定めるとともに、取締役および執行役員にその決定を委任することにより、適正な意思決定と効率的な業務執行を行っております。

〔補充原則4-9 独立性判断基準〕

独立性判断基準は、当報告書「 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」に記載しております。

〔補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方〕

当社は、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定が可能な取締役会の規模と、多様かつ客観的な視点の導入による経営の健全性・透明性確保を両立させることで、企業価値の最大化と企業経営に関する説明責任担保の追求が可能であると考えております。取締役の選任に関する方針・手続きは原則3-1(4)に記載のとおりであります。

〔補充原則4-11-2 取締役・監査役の他社役員兼任状況〕

取締役・監査役の他社役員の兼任状況は、株主総会招集通知添付書類に記載しており、東証上場会社情報サービスでご確認いただけます。

〔補充原則4-11-3 取締役会の実効性分析評価〕

・当社の取締役会は、企業経営、経営管理、情報通信技術の各分野において豊富な経験と高度の専門性を持つ8名で構成されており、2019年度において取締役会は14回開催され、重要事項が時機に遅れることなく決定、報告されています。
・取締役会においては、各議案および会社業績等について活発な議論がなされ、その内容が決議および取締役の業務執行に反映されています。
・当社は、独立社外取締役4名および独立社外監査役2名を選任しているほか、監査役を含む取締役会の人数11名のうち6名を社外役員が占めていることから、取締役会における実効性の高い経営監督機能を実現できていると判断しております。また、取締役会の実効性に関する分析・評価に関し、各取締役および各監査役に対してアンケートを実施し、その結果を取締役会で報告・共有しております。

〔補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針〕

当社は、各取締役・監査役による自己研鑽を奨励し、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会を必要に応じて提供・斡旋するとともに、その必要費用について支援を行うこととしております。

〔原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

(1)株主との対話は、IR担当取締役が統括し、決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、積極的な対応を心がけております。

(2)建設的な対話の実現に向け、IR担当取締役がグループ管理本部経営企画部等のIR活動に関連する部署を管掌し、日常的な部署間の連携を図っております。

- (3)個別面談以外の対話の手段として、機関投資家、アナリスト向け決算説明会を実施しております。
- (4)対話において把握した株主の意見などは、会議体での報告などにより、取締役および関係部門へフィードバックし、情報の共有・活用を図っております。
- (5)投資家との対話の際は、中長期における会社のビジョン・対処すべき課題に関する内容を説明・議論することにより、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
平澤 創	4,794,838	37.19
RMB JAPAN OPPORTUNITIES FUND, LP.	1,518,310	11.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	459,600	3.56
株式会社第一興商	367,363	2.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	353,700	2.74
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	239,442	1.85
BNYM NON-TREATY DTT	219,970	1.70
吉本興業ホールディングス株式会社	206,870	1.60
NPBN-SHOKORO LIMITED	171,840	1.33
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED	169,960	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

- 1)当社は自己株式を939,340株所有しておりますが、上記大株主から除いております。
- 2)持株比率は自己株式(939,340株)を控除して計算しております。
- 3)持株比率は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
別所 哲也	その他											
正宗 エリザベス	他の会社の出身者											
水戸 重之	弁護士								○			
瀧口 匡	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
別所 哲也	○	株式会社パシフィックボイス代表取締役 ショートショートフィルム フェスティバル & アジア代表 株式会社ビジュアルボイス代表取締役 観光庁VISIT JAPAN大使 株式会社キャスティングボイス代表取締役 社長 横浜市専門委員	企業経営および政府機関をはじめとする公的機関・エンタテインメント業界における幅広い見識と豊かな経験から、当社に必要な経営の監督と幅広い助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任いたしました。また、当社と別所哲也氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と考えております。

正宗 エリザベス	○	国立大学法人千葉大学経営協議会委員 株式会社@アジア・アソシエイツ・ジャパン 代表取締役 株式会社アドバンジェン社外取締役 東京商工会議所日豪経済委員会次世代 リーダープログラム担当委員 株式会社パソナグループ顧問 株式会社パソナグループ淡路コースフェ デレーション専務理事 荒川化学工業株式会社社外取締役	元在日オーストラリア大使館公使としてビジネスや行政、国際渉外に精通しており、企業経営および政府機関をはじめとする公的機関における幅広い見識と豊かな経験から、当社に必要な経営の監督と幅広い助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任いたしました。また、当社と正宗エリザベス氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と考えております。
水戸 重之	○	TMI総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社ブロッコリー社外監査役 株式会社湘南ベルマーレ取締役 株式会社タカラトミー社外取締役 吉本興業株式会社社外取締役	弁護士としての幅広い見識と豊かな経験から、当社に必要な経営の監督と幅広い助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任いたしました。また、当社と水戸重之氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と考えております。
瀧口 匡	○	ウエルインベストメント株式会社代表取締役社長 早稲田大学アントレプレヌール研究会理事 ウエル・アセット・マネジメント株式会社取締役 科学技術振興機構STARTプログラム代表 事業プロモーター 学校法人早稲田大学客員教授 日本ベンチャー学会理事	ベンチャーキャピタルの代表者として証券市場および資本政策をはじめ最先端技術やビジネスモデルの事業化に精通しており、企業経営および政府機関等の公的機関における幅広い見識と豊かな経験から、当社に必要な経営の監督と幅広い助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任いたしました。また、当社と瀧口匡氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	6	0	0	4	3	0	社外有 識者
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	6	0	0	4	3	0	社外有 識者

補足説明

取締役会の監督機能の向上、およびコーポレート・ガバナンス体制の強化を図る事を目的として、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、アドバイザー・ボード(経営諮問委員会)の構成員および独立社外取締役で構成され、アドバイザー・ボード構成員の島田精一氏が委員長を務めております。

なお、指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、主に次の事項について審議しており、指名委員会および報酬委員会の双方の機能を担っております。

- ・取締役および監査役の選解任方針
- ・株主総会に付議する取締役および監査役の選任候補者原案
- ・取締役および監査役の報酬制度および報酬水準にかかる方針
- ・株主総会に付議する報酬等に係る議案の原案

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および内部監査室は、定期的かつ緊密に情報交換を行うとともに、会計監査人と連携を図ることにより、会計監査においても監査の実効性を確保しております。さらに、定期的に行われる会計監査人の監査報告会に参加し、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
清水 章	公認会計士													
菅谷 貴子	弁護士										○			

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 章	○	公認会計士 税理士 グッディポイント株式会社社外監査役 日本商業開発株式会社社外監査役 東銀座監査法人社員	公認会計士および税理士としての専門的見地ならびに財務および会計に係る幅広い知識と見識を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任いたしました。また、当社と清水章氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と考えております。
菅谷 貴子	○	弁護士 桐蔭横浜大学大学院法務研究科准教授 日本コロムビア株式会社監査役 トーセイ・リート投資法人監督役員 日通商事株式会社社外監査役 ライオン株式会社社外取締役 東京中小企業投資育成株式会社取締役 極東証券株式会社取締役	弁護士資格を有しており、主に企業法務、法令・定款の遵守およびコンプライアンスに関する知見と経験から、当社に必要な経営の監督とチェック機能が期待できるため、社外監査役として選任いたしました。また、当社と菅谷貴子氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6名
-------------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社の独立役員については、取締役会における実効性の高い経営監督機能を実現するため、以下のとおり独立性の基準を定め、独立役員が以下のいずれかの項目に該当する場合には、原則として、当社にとって十分な独立性を有していないと判断しております。

- 1. 現在または過去10年間に、当社および当社の連結子会社の業務執行者(注)であった者。
- 2. 過去3年間に、下記a～fのいずれかに該当していた者。

- a. 当社との一事業年度の取引額が、当社または当該取引先のいずれかの連結売上高の1%を超える取引先またはその業務執行者。
 - b. 当社への出資比率が5%以上の大株主またはその業務執行者。
 - c. 当社の主要な借入先またはその業務執行者。
 - d. 当社より年間1,000万円を超える寄付を受けた者または受けた団体に所属する者。
 - e. 当社より役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受けた者またはその連結売上高の1%を超える報酬を受けた団体に所属する者。
 - f. 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者。
3. 上記1. および2. に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族。
(注) 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいいます。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、社外取締役を除く取締役に対して、業績目標の達成度及び役位等に応じて当社株式を交付する、信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2020年3月期の取締役および監査役の報酬等の総額
 取締役(社外取締役を除く) 139百万円(支給人員5名)
 監査役(社外監査役を除く) 11百万円(支給人員1名)
 社外役員 21百万円(支給人員5名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬総額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で代表取締役により決定され、各取締役の報酬額は職責に十分見合う報酬体系のもと、会社業績および個人の貢献度を踏まえて毎期見直しを実施しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の専従スタッフはありませんが、主に総務部が必要に応じて適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、監査役会設置会社形態を採用しております。当社の取締役会は、社外取締役4名を含む取締役8名で構成し、法令および定款で定められた事項のほか、取締役会規程に従って、当社およびグループ会社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

また、当社は執行役員制度を導入し、個別の業務執行につきましては、稟議規程および職務権限規程において各職位の権限を定めるとともに、取締役および執行役員にその決定を委任することにより、適正な意思決定と効率的な業務執行を行っております。

当社の監査役会は3名で構成し、うち2名が社外監査役であります。監査役会では、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議しております。

上記取締役会および監査役会のほか、以下の機関を設けております。

(イ) 経営会議

当社は、常勤取締役、常勤監査役、執行役員等で構成する経営会議を原則月1回開催し、主に月次業績進捗確認および経営上の重要事項の検討を行っております。

(ロ) アドバイザリー・ボード

当社は、社外の有識者で構成するアドバイザリー・ボード(経営諮問委員会)を原則月1回開催し、当社グループの業務執行にかかるコンプライアンス体制および経営戦略の策定に関して、専門的および客観的な立場から有益な意見や助言を得ております。

(ハ) 指名・報酬諮問委員会

当社は、原則としてアドバイザー・ボード(経営諮問委員会)および独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を必要に応じて開催し、当社の取締役等の選解任等や報酬等に関して、専門的および客観的な立場から有益な意見や助言を得ることとしております。

(ニ) ガバナンス委員会

当社は、原則として代表取締役社長、監査役会および独立社外取締役で構成するガバナンス委員会を必要に応じて開催し、独立社外取締役の互選により選定される筆頭独立社外取締役主導の下、当社グループの情報共有、認識共有を行うこととしております。

(ホ) グループ戦略会議

当社は、当社グループの経営戦略・方針の策定および企業集団としてのシナジーに関する検討を目的として、グループ戦略会議を原則月1回開催しております。

(ヘ) 内部統制委員会 等

当社は、代表取締役社長直轄の組織として、内部統制やコンプライアンスの体制構築および推進を目的とした次の3つの委員会を設置しております。

- (a) 内部統制委員会
- (b) コンプライアンス委員会
- (c) プライバシー保護委員会

なお、当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、事業運営および経営の効率性の観点から、業務に精通する取締役が重要な業務執行に関与するとともに相互監視を行い、ならびに監査役による経営の監査を行う体制が望ましいと考えております。

一方、経営判断に多様かつ客観的な視点を導入し、意思決定の健全性および透明性を高めるため、社外取締役4名を選任しております。なお、社外取締役は、企業経営における幅広い見識と豊かな経験を有しており、コーポレート・ガバナンス全般ならびに経営の監視・監督機能が強化できていると考えております。

また、当社の監査役会は、社外監査役が3分の2を占めており、経営に対する監査および監督機能は十分に機能していると考えております。

さらに、監査役を含む取締役会の人数11名のうち6名を社外役員とすることで、取締役会における実効性の高い経営監督機能を実現できると判断しており、かつ十分に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する議決権行使サイトにて、インターネットを通じた議決権の行使を実施しております。
その他	発送前において、TDnetおよび当社ホームページに当社の招集通知を掲載しております。また、個別注記表および連結注記表をインターネットで開示し、みなし提供を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、毎年2回、中間期と通期の決算発表後にアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、株主総会参考書類、事業報告書その他プレスリリースを当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ管理本部経営企画部にIR担当者を置いております。	
その他	年2回、事業報告書を株主に発送しております。また、適時開示情報等の掲載時に、登録した方に対して「Faith IR Mail」を配信しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「フェイス・グループ・コンプライアンス行動基準」において、株主、投資家はもとより、幅広いステークホルダーとの対話を行うことにより、社会の支持と信頼を得ることに努める旨を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループが実施しているCSR活動につきましては、当社のホームページに開示しております。 (https://www.faith.co.jp/corporate/faith/csr/index.html)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1) 当社およびその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」といいます)の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社の代表取締役は、当社グループの企業理念、倫理方針およびコンプライアンス行動基準を策定し、当社グループ内に推進・定着させるとともに、自らかかる企業理念等に則した経営に率先して取り組んでまいります。
- b. 上記企業理念等に沿った当社グループ全体のコーポレート・ガバナンス体制の構築と徹底を図るため、内部統制委員会を設置しております。
- c. 当社に内部監査室を置き、当社グループ全体について、各子会社の規模、業態に応じて業務の適正性を監査しております。また、公正性・客観性を確保するために外部機関を通じた監査も実施しております。
- d. 当社グループ外有識者により構成される「アドバイザー・ボード(経営諮問委員会)」を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の向上と事業戦略決定プロセスの強化を図っております。
- e. 当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化と徹底を図るため、当社の代表取締役を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置しております。
- f. 当社グループ内における法令違反その他のコンプライアンス違反を匿名でも実名でも申告、相談できる「内部通報制度」を構築し、当社内および当社グループ外に窓口を設置しております。
- g. 反社会的勢力とは一切の関係を遮断することをコンプライアンス行動基準に定め、不当要求等に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a. 総務部担当役員は、法令および文書管理規程に基づき、次の文書(電磁的記録を含む)に関連資料とともに適切に保存し、かつ管理することとしております。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・計算書類等
 - ・その他経営上重要な文書
- b. 総務部担当役員は、上記a.に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、文書管理規程に定めた期間保存し、かつ管理することとしております。
- c. 総務部担当役員は、取締役および使用人に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導することとしております。

3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、当社グループ全体の事業活動に潜在する様々なリスクの管理について定めるリスク管理規程を策定し、各子会社の規模、業態に応じて当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する体制を構築することとしております。
- b. 大規模な事故、災害等が発生した場合や緊急時には、事業の継続を確保するための体制を整備することとしております。
- c. 経営に重大な影響をもたらす事態が発生した場合には、代表取締役を委員長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置するなどの対策を講じることとしております。

4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社グループは、取締役会を原則毎月1回開催し、経営に関する重要事項について決定しております。
- b. 当社は、事業の多様化に伴い、職務分掌や決裁権限を明確にするため稟議規程、職務権限規程および指揮命令系統を整備し、子会社においてもこれに準拠した体制を構築することとしております。
- c. 当社は、社外取締役を置き、職務執行の公正性・客観性を確保することとしております。
- d. 当社は、取締役が迅速に意思決定し、経営の監督に注力できるよう執行役員制度を活用することとしております。
- e. 当社は、原則、毎月開催される経営会議(構成員:取締役、執行役員等)において、経営上、重要な事項を協議、検討することとしております。

5) 次に掲げる体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a. 当社グループ各社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、当社グループ各社に対して経営内容に関する当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社グループ各社の状況に応じて必要な運営管理および支援業務を行うこととしております。
- b. 重要な子会社に対しては、当社の役員および使用人を当該子会社の取締役および監査役として派遣し、当該子会社を管理、監督することとしております。
- c. 当社グループの企業理念および倫理方針を共有し、これを推進、定着させるとともに、当社の「内部通報制度」を当社グループにおいても導入

し、当社グループのコンプライアンス体制を確保することとしております。

d. 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容を定期的に報告させ、重要案件については事前に協議を行うこととしております。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査役の職務を補助する使用人を配置することとしております。

b. 上記使用人は、当該補助業務に限っては監査役の指揮命令に服し、取締役その他の使用人の指揮命令は受けないこととしております。

c. 取締役からの独立性を確保するため、上記使用人の人事考課は監査役が行い、その任命、異動等については監査役の同意を得ることとしております。

d. 上記使用人は、監査役の職務を補助する業務の遂行にあたり、必要な情報のすべてを収集できるものとしております。

7) 当社グループの取締役・監査役等および使用人(以下、あわせて「当社グループ役職員」といいます)が当社の監査役に報告をするための体制

a. コンプライアンスおよびリスクに関する事項等、当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した当社グループ役職員、またはこれらの者から報告を受けた当社グループ役職員は、当社の監査役に対してただちに報告することとしております。

b. 当社グループ役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告することとしております。

c. 内部統制委員会、内部監査室およびコンプライアンス委員会は、その職務の内容に応じ、当社の監査役に対して随時報告を行うこととしております。

d. コンプライアンス委員会は、当社の監査役から、当社グループ役職員からの内部通報の状況について報告を求められた場合には、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで当社の監査役に対して報告を行うこととしております。

8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項に従い監査役への報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底しております。

9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当社所定の手続により当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他重要な会議に出席(第6項に定める使用人による代理出席を含む)することができるほか、重要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができます。

b. 監査役は、定期的に会計監査人から会計監査の方法および結果について報告を受け、意見を交換することとしております。

c. 監査役は、内部監査室と緊密な連携を図ることとしております。

d. 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家との間で情報交換を行い、助言を受けることとしております。

e. 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換を実施することとしております。

11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法および関係諸法令等に基づき、財務報告の信頼性を確保し、内部統制報告が有効かつ適切に行われるような内部統制システムを構築・整備するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの要求には断固とした姿勢で対応し、決して妥協しないことを基本としております。また、必要な場合には警察その他の関係行政機関および弁護士などの外部専門家と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制を構築してまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

